

## 介護保健施設サービス(在宅強化型)利用料金表

(個室)

H28.8.1～

単位: ¥

介護度	1	2	3	4	5
施設サービス費	733	804	866	922	977
食費(※)	1,480				
居住費(※)	1,640				
サービス提供体制強化加算	18				
夜勤職員配置加算	24				
口腔衛生管理体制加算	30				
合計(日)	3,925	3,996	4,058	4,114	4,169
合計(月)	121,675	123,876	125,798	127,534	129,239
特別な室料(日)	1F 2,700 / 2F 4,000				

(多床室)

介護度	1	2	3	4	5
施設サービス費	812	886	948	1,004	1,059
食費(※)	1,480				
居住費(※)	420				
サービス提供体制強化加算	18				
夜勤職員配置加算	24				
口腔衛生管理体制加算	30				
合計(日)	2,784	2,858	2,920	2,976	3,031
合計(月)	86,304	88,598	90,520	92,256	93,961

※ 厚労省で定めるものについては減額の対象となります。

	第1段階	第2段階	第3段階
食費	300	390	650
居住費 多床	0	370	370
個室	490	490	1,310

**その他の料金**

電気料金(持込の場合)	テレビ、CDラジカセ、パソコン等の電化製品を持ち込んだ場合(日)	40
	電気カミソリのみ持ち込んだ場合(日)	10

## その他加算

初期加算	入所日から30日間に限り、加算(日)	30	
短期集中 リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、入所から3月以内週3日以上集中的なリハビリテーションを行った場合。	240	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	※認知症短期集中リハは認知症であると医師が判断した場合。	240	
栄養マネジメント加算	栄養状態に応じて、ケアマネジメントを行った場合(日)	14	
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合(日)	18	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月4回以上行った場合(月)	110	
緊急時治療管理	病状が著しく変化した場合に、緊急やむを得ない事情により行われる医療行為を行った場合	511	
所定疾患施設療養費	肺炎、尿路感染、带状疱疹の入所者に対して、投薬、処置、検査等を行った場合 月1回7日間を限度に加算されます。	305	
経口移行加算 (原則180日まで)	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合(日)	28	
経口維持加算 (原則6月以内)	I	経口摂取で摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成している場合で、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合(月)	400
	II	協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(I)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、(I)に加えて算定(月)	100
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 入所者又はその家族の同意を得て入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われている場合。	死亡日以前 4~30日(日)	160
		死亡日の前日 及び前々日(日)	820
		死亡日当日(日)	1,650
外泊日加算(1月につき6日)	外泊をした場合に、所定単位数に代え算定(日)	362	
認知症情報提供加算	入所された方で認知症の疑いがある場合、より適切なサービスを提供する観点から認知症疾患医療センター等に紹介した場合(1回)	350	
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善に加え、さらなる資質向上・雇用管理・労働環境の改善を進める事業所対象、該当する単位数に一定割合が加算	該当単位数の 1000分の27	

## 退所時に係る加算

入所前後訪問指導加算(I)	入所前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問。 退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針の決定を行った場合	450
入所前後訪問指導加算(II)	入所前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問。退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480
退所前訪問指導加算	退所前に退所後に生活する居宅を訪問し、指導を行った場合	460
退所後訪問指導加算	退所後生活する居宅を訪問、指導を行った場合	460
退所時指導加算	退所時、居宅での療養上の指導を行った場合	400
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対して、当該入所者の診療状況を示す文書を添え、紹介を行った場合	500
退所前連携加算	居宅サービスを利用する場合、希望する居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、連携し調整した場合	500
老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書を交付した場合	300

食費・居住費・特別な室料・電気料金以外は  
介護保険1割負担の金額となります。